

## 平成30年度 利子助成事業の概要（漁業関係資金）

### I 認定漁業者等向け資金の制度概要

認定漁業者や自然災害等の影響を受けた漁業者が、施設整備や災害復旧等に取り組むために借り入れる公庫資金及び漁業近代化資金について、金利負担を軽減する農林水産省（水産庁）の利子助成事業（漁業経営基盤強化金融支援事業）を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。

この利子助成事業の実施を通じ、認定漁業者等の経営発展・再建を金融面からサポートします。

#### 1 事業の趣旨

水産資源状況の悪化、魚価の低迷、国際環境の変化等、我が国漁業をめぐる厳しい状況の中、認定漁業者及び自然災害等の影響を受けた漁業者が、施設整備や災害復旧等に取り組むために借り入れる公庫資金及び漁業近代化資金の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するものです。

#### 2 対象者

- (1) 認定漁業者
- (2) 漁業を営む個人又は法人であって、その事業用資産について、暴風雨・豪雪等自然災害の被害を受けたことにより、災害復旧等のための資金を必要とし、かつ、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた者
- (3) 漁業を営む個人又は法人であって、その責めに帰すことができない社会的又は経済的環境の変化等の事由による影響を受けたことにより、その漁業経営を継続するために資金を必要とし、かつ、当該影響について影響内容の証明を市町村長等から受けた者（注）  
（注）①ロシア 200 海里水域において操業が禁止された「さけ・ます流し網漁を営む漁業者」  
②平成 28 年熊本地震の影響によって事業活動に支障を来している漁業者  
③平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 8 日までの間の豪雨及び暴風雨（以下「平成 30 年 7 月豪雨」という。）による災害の影響によって事業活動に支障を来している漁業者
- (4) 共同利用施設を保有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であって、当該施設について平成 28 年熊本地震の被害を受けたことにより、災害復旧等のための資金を必要とし、かつ、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた者
- (5) さけ・ます流し網漁業の再編整備に関する基本方針（平成 27 年 12 月 15 日付け 27 水管第 1735 号農林水産事務次官依命通知）に基づく再編整備の対象となる漁業者の住所をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会

#### 3 対象資金・助成内容

- (1) 対象資金・上限額・利子助成期間

利子助成の対象資金、上限額及び助成期間は、表 1 のとおり。

なお、利子助成交付申請は、公庫資金にあつては平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3

月 31 日までの間に貸付決定が行われたもの、漁業近代化資金にあつては平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に都道府県の利子補給承認が行われたものが対象となります。

(2) 利子助成率

公庫資金及び漁業近代化資金の貸付利率に相当する利子を助成（ただし、2%が上限）

(3) 対象融資枠

認定漁業者向け：71 億円

自然災害等の影響を受けた漁業者向け：50 億円

表 1（利子助成の対象資金、上限額及び助成期間）

漁業経営基盤強化金融支援事業（認定漁業者向け：前記 2-(1)の者）

資金の種類			上限額	利子助成期間
公庫資金	漁業経営改善支援資金	漁船	2 億円以下	最長 10 年間
			2 億円超 4 億 5 千万円以下	最長 5 年間（注）
		漁船を除く	5 千万円以下	最長 5 年間
漁業近代化資金	1 号資金、漁船・個人施設	20 トン以上	2 億円以下	最長 10 年間
		20 トン未満	9 千万円以下	最長 10 年間
		2～5 号資金	4 千万円以下	最長 5 年間

（注）利子助成の上限額を 2 億円以下に設定する場合は最長 10 年間

漁業経営基盤強化金融支援事業（自然災害等の影響を受けた漁業者向け：前記 2-(2)又は(3)の者）

資金の種類			上限額	利子助成期間
公庫資金	漁業経営改善支援資金	長期運転資金	1 千万円以下	最長 5 年間
		長期運転資金を除く	5 千万円以下	最長 5 年間
	農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	5 千万円以下	最長 5 年間
		共同利用施設	5 千万円以下	最長 5 年間
		農林漁業セーフティネット資金	1 千万円以下	最長 5 年間
漁業近代化資金		1～4 号資金	5 千万円以下	最長 5 年間
		5 号資金	1 千万円以下	最長 5 年間

漁業経営基盤強化金融支援事業（自然災害等の影響を受けた漁協等向け：前記 2-(4)の者）

資金の種類		上限額	利子助成期間
農林漁業施設資金	共同利用施設	5 千万円以下(注)	最長 5 年間
漁業近代化資金	2～4 号資金	5 千万円以下(注)	最長 5 年間

（注）水産庁長官が特に必要と認めた者については、「2 億円以下」とする。

漁業経営基盤強化金融支援事業（前記 2-(5)の者）

資金の種類		上限額	利子助成期間
漁業近代化資金	1～5 号資金	2 億円以下	最長 5 年間

## II TPP 協定等関連対策資金の制度概要

「総合的な TPP 等関連対策」である「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」（浜の担い手漁船リース緊急事業、漁船漁業構造改革緊急事業）又は「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」により漁船の建造・取得・改修や漁業用機器等の取得を行う漁業者等が公庫資金又は漁業近代化資金を借り入れる場合の金利負担を軽減する農林水産省（水産庁）の利子助成事業（特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に造成された基金を活用して行う水産業競争力強化金融支援事業）を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。

### 1 事業の趣旨

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（浜の担い手漁船リース緊急事業、漁船漁業構造改革緊急事業）により漁船の建造、取得若しくは改修を行う者又は競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する者がこれらの事業を実施するために借り入れる資金に対し、利子助成金を交付するものです。

### 2 対象者

- (1) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業により助成を受けて漁船の建造・取得・改修を行う漁船リース事業者（漁協等）
- (2) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する漁業者等のうち、平成 28 年 1 月 20 日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者です。

### 3 対象資金・助成内容

- (1) 対象資金・上限額・利子助成期間

利子助成の対象資金、上限額及び助成期間は、表 2 のとおり。

その貸付決定又は都道府県の利子補給承認がなされる期間については特に設定されず、融資決定額が当該融資枠に達した時点で終了します。

- (2) 利子助成率

公庫資金又は漁業近代化資金の貸付利率に相当する利子を助成（ただし、2%が上限）

- (3) 対象融資枠

平成 27 年度補正予算：109 億円

平成 28 年度補正予算：181 億円

平成 29 年度補正予算：180 億円

表 2（利子助成の対象資金、上限額及び助成期間）

水産業競争力強化金融支援事業（平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度補正予算）

資金の種類		上限額	利子助成期間
公庫資金：農林漁業施設資金（共同利用施設）（注）		1 隻当たり 2 億 5 千万円	最長 5 年間
漁業近代化資金	1 号資金、漁船・共同利用施設	1 隻当たり 2 億 5 千万円	最長 5 年間
	1、3、4 号資金	2 千万円	最長 5 年間

（注）対象者は前記 2－(1)の漁船リース事業者

### Ⅲ 利子助成を受けるために必要な書類及び提出時期（漁業近代化資金の場合）

区分	提出書類		作成者		協会への提出時期 (注2)	
			利子助成金 交付希望・ 対象者	融資機関		
利子助成金交付申請 添付書類	委任状		○		「利子補給承認通知書」受領後その都度	
	利子助成金交付代理申請書（ISS（注1、以下同じ））			○		
	漁業近代化資金利子補給承認申請書（写）			○		
	漁業近代化資金利子補給承認通知書（写）			○		
	認定漁業者	漁業経営改善計画書（写）	○			
		漁業経営改善計画に係る認定通知書（写）	○			
		念書（ただし、もうかる漁業創設支援事業又はがんばる漁業復興支援事業との併用の場合のみ）	○			
	被災漁業者	罹災証明書（写）	○			
	環境変化の影響を受けた漁業者	社会的・経済的環境変化による影響に係る証明書（写） 漁業許可証（写）	注3	○		
		社会的・経済的環境変化による影響に係る証明書（写）		○		○ 注4及び5
	漁船リース事業者	水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書承認申請書（写）	○			
		水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書承認通知書（写）	○			
		水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業助成金交付決定通知書（写）	○			
	漁業用機器等 を取得する漁業者等	競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画承認申請書（写）	○			
		競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金承認通知書（写）	○			
競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定通知書（写）		○				
貸付実行	貸付実行報告書（ISS）		○	貸付実行後その都度		
	（コード999の特殊償還のみ）融資機関の償還表（写）		○			
支払請求	利子助成金支払請求書（ISS）		○	請求月の月末		
	利子助成金支払請求明細書（ISS）		○			
届出	融資機関届兼Webシステム利用届		○			

- (注) 1 「ISS」とあるのは、利子助成システムで作成する書類です。  
 2 日本公庫（農林水産事業）及び沖縄公庫については、それぞれ別に定めるところによる。  
 3 さけ・ます流し網漁業の再編整備に関する基本方針（平成27年12月15日付け27水管第1735号農林水産事務次官依命通知）の対象となる漁業者の場合に必要です。  
 4 平成28年熊本地震の場合、「平成28年熊本地震による災害に係る利子助成事業の適用要件の確認表」が必要です。  
 5 平成30年7月豪雨の場合、「平成30年7月豪雨による災害に係る利子助成事業の適用要件の確認表」が必要です。